

平成26年度福島県男女共生センター地域課題調査・研究事業実施要綱

1 目的

男女共同参画を推進する上では、地域の課題や問題となっている事項を把握し、その解決方法を探ることが極めて重要である。

そのため、本事業では、これらの地域の課題解決に関連し、意義のある活動や研究を行っている団体及びグループ等（以下、「団体等」という。）に対し、委託により必要な経費を支援することにより、男女共同参画社会の実現に向けた研究を通して新たな課題の発見や解決方法を探ることを目的とする。

2 対象となる事業

県内における男女共同参画社会の実現に資すると認められる調査または研究を対象とする。なお、具体的な例示は次のとおりとする。

- (1) 団体等が通常行っている活動を通して、男女間の不平等など、男女共同参画に関して感じた疑問や課題の研究を行う。
- (2) 男女共同参画の推進に関して、障害となっていると思われる事項の調査を行い、その解決策等を明らかにする。
- (3) 女性への暴力に対する実態調査や個別のヒアリング等を通じ、その実態を明らかにするとともに、その解決策等をまとめる。
- (4) 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に関連し、地域で問題・課題となった事項の調査を行い、災害時における対策が円滑に進展するような解決策等をまとめる。
- (5) 男女共同参画に関する地域の状況や課題について啓発教材を作成する。

3 応募資格

地域課題調査・研究事業に応募する団体等は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 構成員が2名以上であること。
- (2) 構成員が福島県民（福島県在住者及び在勤者を含む。）を中心とする、または活動場所が主に福島県内であること。
- (3) 政治、宗教または営利目的ではないこと。

【応募者例】

- ア 福島県内で主に活動をしている女性関連団体、NPO法人及び任意団体
- イ 大学院生等の若手研究者グループ
- ウ 福島県内の大学、短期大学及び高等専門学校等のゼミナール

4 応募方法

応募に当たっては「福島県男女共生センター地域課題調査・研究事業計画書」（以下、

「計画書」という。)を持参または郵送により提出すること。

なお、計画書の様式は、福島県男女共生センター（以下、「センター」という。）のホームページ（<http://www.f-miraikan.or.jp>）からダウンロードして使用すること。

また、面接やアンケート等による調査を行う場合には、調査対象、規模及び質問項目等の概要を記入(資料添付も可)すること。

5 審査委員会

計画書の審査を行うため、審査委員会を設置することとする。

6 審査方法

委託先は、提出された計画書に基づき、審査委員会による総合的な評価を行い、原則として2件の範囲内で決定する。

ただし、同一の研究課題で他の研究助成を受けている場合は、本事業の対象とはしない。

なお、審査委員会における主な評定事項は次のとおりとする。

- (1) 選択されたテーマが男女共同参画の視点に基づく妥当なものであるか。
- (2) 目的と対象が明確であるか。
- (3) 計画は具体的かつ着実であるとともに、方法は目的達成のために適切なものであるか。
- (4) 成果は地域における男女共同参画社会形成の促進に貢献できる(または貢献している)か。
- (5) テーマの着眼点や取組方法に独自性は見られるか。
- (6) 経費の算出は合理的なものになっているか。

7 審査結果の通知

審査の結果については、応募者に文書で通知するものとする。

8 計画書の提出期間

平成26年4月1日（火）から平成26年5月31日（土）の午後5時までとする。ただし、次の点に留意して提出すること。

- (1) センターに持参して提出する場合は、センターの休館日を除く午前9時～午後5時までとする。
- (2) 郵送により提出する場合は、郵便書留により、提出期限までにセンターに到着するよう送付すること。

9 委託契約の締結

委託契約は、上記 6 により決定した団体等とセンターを管理運営する公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構との間で締結することとする。

10 委託契約期間

契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

11 委託費

委託費は、計画書に記載された経費の額とする。(ただし、300,000 円(消費税込)を上限とする。)

なお、委託費の支出は、受託者からの請求に基づき概算で支出することができる。

また、事業計画の遂行に必要な経費であっても、次の経費は支出することができないこととする。

【申請できない経費】

ア 研究を行う者の人件費

イ 建設等施設に関する経費

ウ 机、椅子、複写機やパソコン等調査研究や啓発教材作成を行う団体等が通常備えるべき設備備品を購入するための経費

エ 機械器具であって、賃借が可能なものを購入するための経費

オ 雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他各種手当

なお、調査研究を行うために、外部からの専門知識の提供、情報収集等で協力を得た者への謝礼及び研究実施場所等に一定期間出勤して研究の補助や資料整理等を行うアルバイト代等の経費は計上できるものとする。

カ その他、この委託研究に関連のない経費

12 経費の混同使用の禁止

他の経費（国、県、市町村からの補助金・助成金等及び大学等からの研究費等）に今回の委託費を加算し、一個または一組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできないこととする。

13 研究の成果報告

受託者は、平成 27 年 3 月 31 日までに、経費支出実績報告書及び次の(1)または(2)の成果品をセンターに提出しなければならない。

(1) 地域課題調査・研究成果報告書

2 部（概ね 10,000 字以上とし、電子データも提出すること。）

(2) 啓発教材

5 部

啓発教材は、無料で配布するものとする。

ただし、団体等が独自予算で作成して有料で配布する場合には、事前にセンターに収支計画書を提出して協議を行い、センターが営利目的でないと判断した場合に限り、配付できるものとする。

14 調査研究報告書及び啓発教材の著作権

提出された研究成果報告書及び啓発教材の著作権については、研究成果及び啓発教材を広く公開するため、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構と受託者の共有とする。

なお、研究成果や啓発教材に関しては、センター事業（講演会等）に活用できることとする。

15 提出先及び問合せ先

公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構

福島県男女共生センター

企画調査課

〒964-0904

福島県二本松市郭内一丁目 196-1

電話 0243-23-8303 FAX0243-23-8314

URL : <http://www.f-miraikan.or.jp> E-mail : mirai@f-miraikan.or.jp